

奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例(案) 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(定義) 第十七条 この章及び次章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 青少年 十八歳未満の者をいう。</p> <p>二 六 略</p>	<p>(定義) 第十七条 この章及び次章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 青少年 十八歳未満の者(婚姻により成年に達したものとみなされた者を除く。)をいう。</p> <p>二 六 略</p>